

少子化対策の充実について

<提案・要望先> 厚生労働省，内閣府，文部科学省

<提案・要望内容>

少子化が，子どもの健やかな成長への支障，若年労働力の減少や社会保障費用負担の増大など，将来の社会経済に深刻な影響を及ぼすことが懸念されており，本県では「大好きいばらき次世代育成プラン」により総合的・計画的に少子化対策に取り組んでいるところです。

少子化対策を着実に推進し，家庭を築き，子どもを産み育てるという希望をかなえるため，結婚，妊娠・出産，子育ての切れ目ない支援の充実等について，下記のとおり要望いたします。

記

結婚，妊娠・出産，子育て支援は，将来にわたって我が国が活力を維持していくための，最重要課題であり，地方創生の要であることから，国が主体となって，結婚や子育てを後押しする経済的支援を実施するとともに，ワーク・ライフ・バランスに配慮した労働環境の整備に一層取り組むこと。

- 1 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を充実させるため，結婚支援などに対象が特化されている地域少子化対策重点推進交付金について，妊娠・出産・子育て支援に係る取組を対象事業に加えるとともに，地域の実情に応じた取組を継続・強化して実施するため，補助率の拡大や運用の弾力化を図ること。
- 2 未婚化・晩婚化・晩産化などに対応するため，国として結婚や子育ての素晴らしさを伝えるための機運醸成や，若者が結婚，妊娠・出産，子育て，仕事を含めた将来のライフデザインを構築できるような取組を積極的に進めること。
- 3 十分な不妊治療が受けられるよう，特定不妊治療に対する助成内容のさらなる拡充や，医療保険の適用を図ること。

- 4 子ども及び妊産婦医療費の公費負担制度を創設すること。併せて、子ども、妊産婦、ひとり親家庭及び重度心身障害児等に対し、地方公共団体が「現物給付」による公費負担を行った場合、国民健康保険制度において、療養給付費負担金を減額する措置については、未就学児に限らず、すべて撤廃すること。
- 5 保育料の無償化などをはじめとした子育てにかかる親の経済的負担の軽減を図り、夫婦が理想とする子どもの数を実現できるよう、子育て世帯への財政的支援を図ること。
- 6 子ども・子育て支援新制度の円滑な施行と定着を促進し、施設整備や保育サービスの提供などの「量の拡充」及び職員の処遇や配置基準の見直しを通じた「質の改善」を図るため、国が責任を持って必要な額を確保すること。なお、その際には、施設型給付の単価の設定について、給与水準が高くなる東京に地方の保育士が流出することのないよう、適切かつ十分な措置を講ずること。

また、地方に過大な負担を求めることとなる「教育標準時間認定（1号認定）の子どもに係る施設型給付」の地方単独費用部分の経過措置については、速やかに廃止すること。
- 7 施設型給付の単価は国家公務員の地域手当の区分に準じ設定されており、その設定に伴い給与水準も高くなる東京に地方の保育士が流出しているとの指摘がある。施設型給付の単価の設定方法の見直しなど、「東京一極集中」を是正し地方への人の流れをつくる地方創生の視点に基づく施策を推進すること。
- 8 認定こども園の施設整備費補助など、未だ一元化が進まず事務が煩雑になっている事項については、保育現場における事務の簡素化・効率化のため、子ども・子育て支援新制度の基本的な理念に基づき一元化を図ること。
- 9 児童が放課後などを安全・安心に過ごすことができる居場所づくりを進める「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」について、効率的かつ効果的に運営できるよう、制度の一本化を図ること。

10 企業において従業員の結婚，妊娠・出産，子育ての各段階に応じた働きやすい職場環境の一層の充実を図れるよう，必要な措置を講じること。

特に，両立支援等助成金の拡充及び子育て支援に積極的な企業に対する優遇税制の拡充などを図ること。

また，子の看護休暇制度については利用率が低調であることから，利用しやすい環境となるよう企業及び労働者への普及啓発などにより制度の推進を図ること。

さらに，男性の育児参加をより進めるため，育児休業を一定期間父親に割り当てる制度を創設するなど男性の働き方の見直しを促進すること。

11 子どもの貧困対策について，大綱に示されている取組を恒久的かつ実効性のある施策として推進するため，さらなる財政的支援の充実を図るとともに，国が主体となって，都道府県別の子どもの相対的貧困率に係る調査を実施し，現状の把握等に努めること。